

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

2025年4月30日現在

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 基準価額         | 45,063円         |
| 純資産総額        | 30,835百万円       |
| 銘柄数（マザーファンド） | 1,182           |
| マザー受益権投資比率   | 100.0%          |
| 信託報酬率        | 1.045%（税抜0.95%） |

<商品の特色>  
◆投資目的  
日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

◆投資対象  
外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

<4月の市場概況>  
4月の外国株式市場は、序盤に米相互関税を受けた世界景気の悪化や貿易戦争の激化懸念から大幅下落となりました。その後は相互関税の一部停止や電子関連製品が対象から除外されたことに加えて、米関税交渉の進展期待が相場を支えましたが、月間では下落しました。

米国市場は、序盤に米相互関税を受けた世界景気の悪化や貿易戦争の激化懸念から大幅下落となりました。その後は相互関税の一部停止や電子関連製品が対象から除外されたことに加えて、米関税交渉の進展期待が相場を支えました。ダウ平均は40,669.36(前月比-3.17%)、ナスダック総合指数は17,446.34(前月比+0.85%)、S&P500指数は5,569.06(前月比-0.76%)で終了しました。

欧州市場は、序盤に米相互関税を受けた世界景気の悪化や貿易戦争の激化懸念から大幅下落となりました。その後も貿易摩擦が欧州景気や企業収益の逆風になるとの懸念が重荷となりましたが、米相互関税の一部停止や米関税交渉の進展期待が相場を支えました。英FTSE100指数は8,494.85(前月比-1.02%)、仏CAC40指数は7,593.87(前月比-2.53%)、独DAX指数は22,496.98(前月比+1.50%)で終了しました。

アジア市場は、オーストラリア市場は米関税を巡る不透明感が重荷となりましたが、米関税交渉の進展期待や豪利下げ観測が相場を支えました。香港市場は米中貿易戦争の激化懸念から下落しました。豪ASX200指数は8,126.21(前月比+3.61%)、香港ハンセン指数は22,119.41(前月比-4.33%)で終了しました。

外国為替市場は、米相互関税による米景気の先行き懸念を受けたドル売りやリスク回避の動きから、円高・ドル安が進行しました。一方でユーロに対しては、米関税を巡る不透明感や米景気の減速懸念からユーロ買い・ドル売りが優勢となる中、若干の円安・ユーロ高となりました。その他主要国通貨に対しては概ね円高となりました。円は対米ドルで月間4.65%上昇の142.57円となりました。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)パフォーマンスは前月比-4.18%となりました。

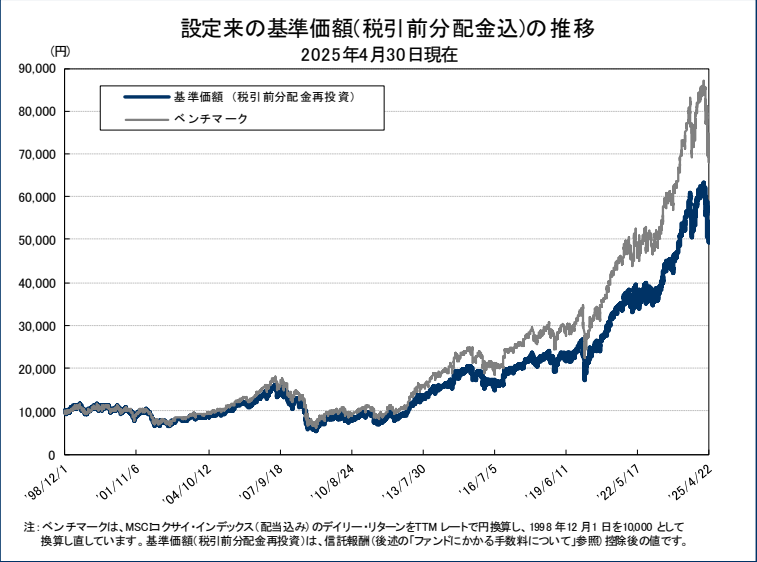
| 基準価額騰落率   | 設定来     | 1年間     |          |
|-----------|---------|---------|----------|
| (税引前分配金込) | 442.21% | -0.42%  |          |
| 騰落率       |         |         |          |
|           | ファンド    | ベンチマーク  | 差        |
| 1ヶ月       | -4.31%  | -4.18%  | -0.13%   |
| 3ヶ月       | -12.75% | -12.43% | -0.32%   |
| 6ヶ月       | -8.76%  | -8.11%  | -0.64%   |
| 1年        | -0.42%  | 0.95%   | -1.37%   |
| 2年        | 39.71%  | 43.51%  | -3.81%   |
| 3年        | 46.90%  | 52.87%  | -5.96%   |
| 設定来       | 442.21% | 648.85% | -206.63% |

\*騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

<お申込メモ>  
・お申込単位……一般コース:1万円以上1万円単位  
……自動継続投資コース:1万円以上1円単位  
・お申込価額……お申込日の翌営業日の基準価額  
・お申込手数料……販売金融機関にお問い合わせください

※取扱会社により、お申込できるコースおよび申込単位が異なることがあります。

1.投資信託は、金融機関の預金と異なります。  
2.投資信託は、預金保険の対象ではありません。  
また、銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。  
3.投資信託は、元本および利息の保証はありません。  
4.投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を御購入のお客様が負うことになります。



| 信託財産構成比(マザー・ファンド) |           |           | *比率は対純資産               |
|-------------------|-----------|-----------|------------------------|
| 項目                | 国名        | 2025/4/30 | 分配実績(税引前)              |
| 外国株式              | [全体]      | 96.0%     | 第17期 (2015.11.30) 200円 |
|                   | <北米>      | 75.6%     | 第18期 (2016.11.30) 190円 |
|                   | アメリカ      | 72.3%     | 第19期 (2017.11.30) 350円 |
|                   | カナダ       | 3.3%      | 第20期 (2018.11.30) 200円 |
|                   | <アジア・太平洋> | 2.7%      | 第21期 (2019.12.2) 390円  |
|                   | オーストラリア   | 1.8%      | 第22期 (2020.11.30) 290円 |
|                   | 香港        | 0.5%      | 第23期 (2021.11.30) 410円 |
|                   | シンガポール    | 0.4%      | 第24期 (2022.11.30) 440円 |
|                   | ニュージーランド  | 0.1%      | 第25期 (2023.11.30) 250円 |
|                   | <ヨーロッパ>   | 17.4%     | 第26期 (2024.12.2) 250円  |
|                   | イギリス      | 3.9%      |                        |
|                   | フランス      | 3.0%      |                        |
|                   | ドイツ       | 2.7%      |                        |
|                   | スイス       | 2.6%      |                        |
|                   | オランダ      | 1.2%      |                        |
|                   | イタリア      | 0.8%      |                        |
|                   | スペイン      | 0.8%      |                        |
|                   | スウェーデン    | 0.9%      |                        |
|                   | フィンランド    | 0.3%      |                        |
|                   | ベルギー      | 0.3%      |                        |
|                   | アイルランド    | 0.1%      |                        |
|                   | デンマーク     | 0.6%      |                        |
|                   | ノルウェー     | 0.2%      |                        |
|                   | ポルトガル     | 0.0%      |                        |
|                   | オーストリア    | 0.1%      |                        |
|                   | <アフリカ・中東> | 0.2%      |                        |
|                   | イスラエル     | 0.2%      |                        |
| その他(現金及び株価指数先物)   |           | 4.0%      |                        |

| 上位10銘柄(マザー・ファンド) |                      |      |                        |      |
|------------------|----------------------|------|------------------------|------|
|                  | 銘柄名                  | 投資国名 | 業種名称                   | 比率   |
| 1                | APPLE INC            | アメリカ | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 4.7% |
| 2                | MICROSOFT CORP       | アメリカ | ソフトウェア・サービス            | 4.1% |
| 3                | NVIDIA CORP          | アメリカ | 半導体・半導体製造装置            | 4.0% |
| 4                | AMAZON COM INC       | アメリカ | 一般消費財・サービス流通・小売り       | 2.6% |
| 5                | META PLATFORMS INC-A | アメリカ | メディア・娯楽                | 1.8% |
| 6                | ALPHABET INC-CL A    | アメリカ | メディア・娯楽                | 1.4% |
| 7                | BROADCOM INC         | アメリカ | 半導体・半導体製造装置            | 1.3% |
| 8                | TESLA INC            | アメリカ | 自動車・自動車部品              | 1.3% |
| 9                | ALPHABET INC-CL C    | アメリカ | メディア・娯楽                | 1.2% |
| 10               | ELI LILLY AND COMPAN | アメリカ | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.1% |

# ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## ファンドの特色

- 1 外国株式インデックス・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）に投資します。
- 2 MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
  - MSCI コクサイ・インデックスは、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
  - 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。
- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

## 投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要国の株式に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります。その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

### 基準価額の変動要因

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。                                                                                                                                                                   |
| 信用リスク   | 当ファンドは、日本を除く世界主要国の株式を実質的な投資対象としていることから、世界主要国の株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。                                                                                                                                                                                |
| 為替変動リスク | 当ファンドの実質的な投資対象である日本を除く世界主要国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。                                                                                                                                                                                                   |
| 流動性リスク  | 投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。<br>また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。 |

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

# ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## お申込みメモ

|                     |                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位             | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                |
| 購 入 価 額             | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                 |
| 購 入 代 金             | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                            |
| 換 金 単 位             | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                |
| 換 金 価 額             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                 |
| 換 金 代 金             | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。                                                                                                                                               |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日 | 原則として、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日                                                                                                                                                    |
| 申 込 締 切 時 間         | 原則として、販売会社の毎営業日の午後3時半までとします。                                                                                                                                                      |
| 換 金 制 限             | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                            |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し  | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。 |
| 信 託 期 間             | 無期限（信託設定日：1998年12月1日）                                                                                                                                                             |
| 繰 上 償 還             | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。                                                                                        |
| 決 算 日               | 毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配             | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。<br>※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。                         |
| 信 託 金 の 限 度 額       | ファンドの信託金限度額は5,000億円です。                                                                                                                                                            |
| 公 告                 | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                          |
| 運 用 報 告 書           | 毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。                                                                                                                            |
| 課 税 関 係             | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。                                                    |

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

|       |             |                                                                                                                |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 時 | 購 入 時 手 数 料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.2%（税抜2.0%）</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。<br>※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。 |
| 換 金 時 | 信託財産留保額     | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.30%</b> の率を乗じて得た額とします。                                                                 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                        |                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | <p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に<b>年率1.045%（税抜0.95%）</b>の信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに、信託財産中から支払います。</p> <p>〈信託報酬率の配分（税抜）〉〈信託報酬率の配分（税抜）〉</p>                            |                  |
|                  | <b>支払先</b>                                                                                                                                                                                                                             | <b>信託報酬率（年率）</b> |
|                  | <b>役務の内容</b>                                                                                                                                                                                                                           |                  |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                   | 0.35%            |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                   | 0.50%            |
|                  | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                   | 0.10%            |
|                  | 委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法廷書面等の作成等の対価                                                                                                                                                                                                |                  |
|                  | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価                                                                                                                                                                                              |                  |
|                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                                                                                                                                               |                  |
| その他の費用・<br>手 数 料 | <p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・監査費用</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用等</li> </ul> |                  |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                        |                  |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                        |                  |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                        |                  |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                        |                  |

上記の手数料等の合計額等については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                      | 項目              | 税金                                            |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時                   | 所得税および<br>地 方 税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換 金（解 約）<br>お よ び 償 還 時 | 所得材および<br>地 方 税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## 委託会社・その他の関係法人等

**委託会社**     ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（ファンドの運用の指図を行う者）  
金融商品取引業者   関東財務局長（金商）第345号  
加入協会           ： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会  
ホームページ       ： <https://www.ssga.com/jp>  
電話番号             ： 03-4530-7333   お問い合わせ時間（営業日） 9:00 ～ 17:00

**受託会社**     三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

## 販売会社

| 販売会社名             |          | 登録番号             | 加入協会                                                                |
|-------------------|----------|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 極東証券株式会社          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第65号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                       |
| SMBC日興証券株式会社      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2251号 | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社 SBI証券        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 楽天証券株式会社          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号  | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社東京スター銀行※      | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第579号  | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                                          |
| 株式会社三井住友銀行※       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第54号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                    |
| 三井住友信託銀行株式会社※     | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第649号  | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                       |

次ページへ続く

# ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## 販売会社（つづき）

| 販売会社名                                       |          | 登録番号             | 加入協会                                                                |
|---------------------------------------------|----------|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| マネックス証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号  | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券）   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                                          |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                                          |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社）    | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号  | 日本証券業協会                                                             |
| 岡三証券株式会社                                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第53号   | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社スマートプラス                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3031号 | 日本証券業協会<br>一般社団法人日本投資顧問業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                    |

※ 現在、新規のお客様につきましてはお取扱いを中止しています。

## 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

当ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。